

板橋区内の介護事業所で働く 職員を応援します

～板橋区介護職員資格取得研修課程受講料助成～

- (助成資格) 介護職員初任者研修、介護職員実務者研修
- (助成内容) 受講料の9割
(初任者研修：上限8万円、実務者研修：上限10万円)
- (対象の方) 介護職員初任者研修及び介護職員実務者研修課程を修了している方
区内介護事業所に3か月以上就労している方

※対象要件・助成内容には諸条件があります。詳しくは裏面をご覧ください。



※厚生労働省ホームページ掲載のイラストを引用

【板橋区介護職員資格取得研修課程受講料助成】詳細

1 対象要件(①～⑥全て満たす方)

- ① 助成金の交付の申請日の属する年度の前年度の4月1日以後に介護職員資格取得研修課程を修了し、その証明書の交付を受けた者であること。(※令和6年度の実務者研修のみ前々年度の4月1日以後とする。)
- ② 介護職員資格取得研修課程の修了日の翌日から起算して3か月を経過する日までに、又は修了日において既に区内の介護サービス事業所(訪問介護・通所介護・特定施設入居者生活介護・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院・認知症対応型共同生活介護など。一部の事業所を除く)に介護職員として就労していること。
- ③ 助成金の交付の申請時において、同一の事業者が運営する区内の介護サービス事業所に介護職員として介護職員資格取得研修課程の修了後3か月以上継続して就労していること(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第2条第1号に規定する労働者派遣による就労を除く。)
- ④ 非定型的パートタイムヘルパー(短時間労働者であって、月、週又は日の勤務時間が一定期間ごとに作成される勤務表により、非定型的に特定される者をいう。)にあつては、上記③のほか、上記①及び上記②の要件を満たした以後の従事時間が45時間以上であること。
- ⑤ 助成金の交付の申請に係る介護職員資格取得研修課程の受講料について、他に助成を受けていないこと。
- ⑥ 申請日現在、個人住民税及び軽自動車税を滞納していないこと。

2 助成内容

受講料の9割(初任者研修修了課程:最大8万円、実務者研修修了課程:最大10万円 千円未満切捨)
※交通費など、一部助成にならない経費があります。

3 提出について

申請書等必要書類を、ボールペンなど(消せる筆記具不可)で記入し下記の受付窓口へご提出ください。
※郵送で申請する際は、事前に下記の受付・お問い合わせ先まで連絡願います。

(必要書類等)

- ・交付申請書兼請求書(第1号様式) ・介護職員資格取得研修課程修了証明書の写し
- ・介護職員資格取得研修課程受講料の領収書 ・勤務証明書(上記対象要件②③④が確認できるもの)
- ・特別区民税・都民税などの納税証明書等(必要な方のみ)

※交付申請書兼請求書は、板橋区公式ホームページからダウンロードで入手できます。

(ホームページ)

アクセス方法

板橋区公式ホームページ(トップページ)>健康・医療・福祉>介護>介護人材の確保・育成
>介護職員資格取得研修課程受講料助成について(初任者研修・実務者研修)

主な内容

介護職員資格取得研修課程受講料助成のご案内、申請書・勤務証明書などのダウンロード、
介護職員資格取得研修課程受講料助成 Q&A、申請時の提出書類チェックシート

4 ご注意

- ・介護職員資格取得研修課程受講料助成の申請期限は、対象要件①～⑤を満たした日の翌日から3か月を経過する日までになります。
- ・介護職員資格取得研修課程受講料助成の予算がなくなり次第、受付終了になります。

(受付・お問い合わせ) 平日 8時30分 から 17時 まで

板橋区役所 介護保険課 施設整備・事業者指定係 (本庁舎 北館 2階 14番窓口)

電話 03-3579-2253 (直通)

※申請・お問い合わせの受付について、板橋区役所介護保険課以外(区民事務所など)では行いません。

【事業所の方へ(お願い)】

申請予定の方への勤務証明書発行について、ご協力いただきますようお願いいたします。